

身体障害者福祉法をはじめ、障がいに関するいろいろな制度の適用を受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。一定以上の永続する障がいのある方に交付されます。手帳が交付される障がいの程度は、重い方から順に1級から6級までです。

1 対象者

＊視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢機能・下肢機能・体幹機能）、内部障がい（心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝臓機能・免疫機能）に障がいのある方

2 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②診断書（決められた用紙に身障法（身体障害者福祉法）15条指定医が記入したもの）
- ③写真2枚（たて4cm×よこ3cm）
- ④印鑑 ⑤マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■本人名による申請ですが、15歳未満の児童の場合は保護者が申請することになります。

■申請書、診断書の用紙は、各総合支所市民課市民係にあります。

■障がい程度の変更、障がいの追加、紛失、破損などによる再交付申請もできます。

また、本人の死亡、住所・氏名が変更になった場合は届出が必要です。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

療育手帳は、知的障がいのある方やその保護者が、相談やいろいろな制度を利用しやすいように交付するものです。障がいの程度に応じて、「A」「B」の区分があります。手帳の交付を受けると、在宅サービス、社会参加、就労などの様々な制度が利用しやすくなります。また、手帳には再判定があり、年齢・程度により2年から10年に一度更新の手続きが必要です。

1 対象者

＊知的な発達の遅れにより、日常生活に支障があるために何らかの支援を必要とする方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②写真2枚（たて4cm×よこ3cm） ③印鑑
- ④マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 18歳未満の児童の場合は保護者が申請することになります。
- 紛失、破損などによる再交付申請もできます。また、本人の死亡、本人や保護者等の住所・氏名が変更となった等の場合は届出が必要です。
- ◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 精神障害者保健福祉手帳

身 知 精 難

児 者

精神障がい者の方の社会復帰・社会参加の促進を目的として精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの程度により1級から3級まであります。手帳の有効期間は交付日から2年間となっており、2年ごとに更新の手続きが必要です。

1 対象者

*精神障がいを有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方（ただし、知的障がい者の方ではありません）

2 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②印鑑
- ③写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- ④医師の診断書（初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの）
もしくは、障害年金（精神障がいによるものに限る）を受給している方は、次のいずれかの書類の写しでも可
 - ・年金証書及び直近の年金支払通知書などの基礎年金番号が確認できるもの
 - ・特別障害給付金受給資格者証または直近の国庫金振込通知書
- ⑤障害年金に係る照会同意書（障害年金による申請時のみ。各総合支所にあります）
- ⑥手帳の写し（更新の方のみ）
- ⑦マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 申請書、診断書等の用紙は各総合支所市民課市民係または精神科医療機関等にあります。
- 障がい程度の変更、紛失、破損などによる再交付申請もできます。
また、本人の死亡、住所・氏名が変更になった場合は届出が必要です。
- ◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。